

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	一	(障害福祉課)
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更	一	(同)
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	一	(同)
○家畜伝染病の発生	二	(家畜防疫対策室)
○道路の区域変更	二	(道路課)
○公告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	二	(障害福祉課)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	二	(同)
○開発行為に関する工事の完了(二件)	三	(建築宅地課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	三	(教育庁教育企画室)
○教育委員会		
○教育委員会定例会の開催	三	
○選挙管理委員会		
○政治団体の届出	四	
○政治団体の届出事項の異動届	四	
○政治団体の解散届	四	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)	四	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)	五	
○資金管理団体の届出	五	

ページ

告 示

- 資金管理団体の届出事項の異動届
○資金管理団体の指定取消し等の届出
宮城海区漁業調整委員会
○まだら固定式刺し網漁業の制限

五 五 六

○宮城県告示第七百七十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和四年九月二十二日次の者を指定した。

令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
甲斐谷徹彰	内科	医療法人社団やまとやまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼字南元丁七十二番地
米田実	内人工透析内科	医療法人社団泉松会 村田透析クリニック	柴田郡村田町大字沼辺字新小谷地二十七番二
北村洋	外科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号

○宮城県告示第七百七十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	新	旧	所属医療機関の所在地
西川仁	医療法人仁智会 だ西川耳鼻咽喉科クリニック	医療法人仁智会 だ耳鼻咽喉科クリニック	名取市高館吉田字前沖二百一十一番地の四
齋藤充	公益社団法人地域医療振興協会 女川町地域医療センター	女川町立病院	牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山百七番地一

○宮城県告示第七百八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。
令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	所属医療機関名	新	旧
		所属医療機関の所在地	
西川 仁	医療法人仁智会 かくだ西川耳鼻咽喉科クリニック	名取市高館吉田字前沖二百一 番地の四	角田市角田字町百九十一番地
齋藤 充	公益社団法人地域医療振興協会 川町地域医療センター	牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山 百七番地一	牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山 五十一番地六

○宮城県告示第七百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。
令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
ヨーネ病
- 二 畜種
牛（黒毛和種）
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 一頭
- 四 発生場所又は区域
大崎市
- 五 発生年月日
令和四年十月三十一日
- 六 患畜の取扱
法令殺

○宮城県告示第七百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年十一月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
石巻市渡波字祝田七七番一地从先から 同市渡波字祝田七七番一地从先まで		前 敷地の幅員 (メートル) 一五・四〇	後 敷地の延長 (メートル) 八六・五
		後 一五・四〇 一九・〇	前 八六・五

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日
わたり調剤薬局	亘理郡亘理町字新町五十三一四	令和四年十月一日
十日町調剤薬局	大崎市古川十日町四一十八	令和四年十月一日
気仙沼三日町薬局	気仙沼市三日町二丁目二一十一	令和四年十月一日
やまと訪問看護ステーション	登米市迫町佐沼字南元丁七十二	令和四年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第

六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
有限会社十日町調剤薬局	調剤	大崎市古川十日町四一十八	令和四年八月三十一日
わたり調剤薬局	調剤	巨理郡巨理町字新町四十	令和四年九月三十日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市増田字後島三百三十三番一
名取市増田字後島三百七十一番地二
洞 口 裕 紀

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
伊具郡丸森町字神明南七番一の一部、七番三の一部、七番四の一部、十九番一の一部、二十三番一の一部、二十三番三、二十三番四、三十五番一の一部、七番一地先法定外水路の一部、七番三地先法定外水路の一部（第一工区、第二工区）
丸 森 町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立学校教員用タブレット端末調達及びネットワーク接続等設定委託業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年十月十三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 テクノ・マインド株式会社 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号
- 五 落札金額 二億三千四百九十六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年九月二十七日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和四年十一月十五日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和四年十一月十八日 午後一時

二 場 所 第二会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

〇宮選管告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和四年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

浅川のりあき後援会 藤沼 英二 浅川千代子 宮城県利府町しらかし台三一―一五 令和四年十月十八日

大沼悦子後援会 大沼 悦子 大沼 雅一 仙台市太白区四郎丸字吹上二四―一 令和四年十月十二日

〇宮選管告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党名取市支部 渡辺 武 渡辺 武 相澤 雅 令和四年十月二十二日

日本共産党仙台東地区委員会 松井 秀明 松井 秀明 佐藤 克之 令和二年六月十三日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

輝く未来の会 生出泉太郎 会計責任者の氏名 佐藤かつよ 令和四年十月六日

貴玲舎 村岡 貴子 会計責任者の氏名 生出泉太郎 令和四年十月六日

仙台の輝く未来を実現する会 生出泉太郎 代表者の氏名 生出泉太郎 令和四年十月六日

長純一後援会 山崎 信哉 主たる事務所の所在地 石巻市中里四―八―一二 石巻市開北一―八―三二 令和四年六月二十八日

電機連合宮城地協政治活動委員会 石山 光広 会計責任者の氏名 大森 洋明 佐藤 均 令和四年十月七日

宮城県看護連盟 古内みよ子 代表者の氏名 古内みよ子 中村恵美子 令和四年八月一日

若生ひろとし後援会 中鉢 義徳 主たる事務所の所在地 富谷市成田九―一―一九 富谷市今泉鶴巻 令和四年十月一日

〇宮選管告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和四年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

長純一後援会 山崎 信哉 令和四年六月二十八日

〇宮選管告示第百十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(資金管理団体)

長純一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 山崎 信哉

資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市長

報告年月日 4. 10. 18 (4. 6. 28解散)

1 収入総額

本年収入額

2 支出総額

3 本年収入の内訳

寄附

個人分

4 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品費

事務所費

政治活動費

組織活動費

選挙関係費

5 寄附の内訳

〔個人分〕

年間五万円以下のもの

○宮選管告示第百十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(資金管理団体)

長純一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 山崎 信哉

資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市長

報告年月日 4. 10. 18 (4. 6. 28解散)

1 収入総額

2 支出総額

前年繰越額

○宮選管告示第百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
令和四年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

大沼 悦子

仙台市議会議員

大沼悦子後援会

○宮選管告示第百二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
令和四年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

山崎 信哉

長純一後援会

代表者

山崎 信哉

長 純一

令和四年六月二十八日

異動年月日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和四年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名
資金管理団体でなくなった年月日

山崎 信哉
長純一後援会
令和四年六月二十八日

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、二十トン未満の漁船を使用して行うまだら固定式刺し網漁業（以下「まだら固定式刺し網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和四年十一月十五日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和五年一月一日から令和五年二月二十八日まで

二 操業区域

石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 漁業時期

令和五年一月一日から令和五年二月二十八日まで

四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式刺し網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式刺し網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

五 操業の条件

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理

したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあつては船体の見やすい場所に表示しなければならない。

3 操業方法は、朝刺し網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留刺し網（朝刺し網以外の操業方法）によるものとする。なお、一日の操業につき、朝刺し網と留刺し網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合であつて、他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

5 朝刺し網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業（漁具の投網（敷設）から揚網終了までの間）する場合は、沖側の漁具に設置した標識（ボンデン）付近に待機し、トラブル回避のために定めた共通の無線チャンネルを通じて、常時傍受できる状態にしておくほか、必要に応じ、連絡代表船を介し、無線又は船舶電話等により交信し、トラブル回避に努めなければならない。

6 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三号）第六十条第一項に規定する標識をしなければならない。

7 漁業時期終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

8 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるとともに、定められた操業ルールを遵守するよう努めなければならない。

（別紙）

まだら固定式刺し網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式刺し網漁業の制限（令和四年宮城海区漁業調整委員会指示第三号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式刺し網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式刺し網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式刺し網漁業操業届出一覧表(様式第三号)を添えて提出するものとする。
(届出書の受理)

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

(届出済証の交付)

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所(以下「地方振興事務所」という。)を通じ、漁船(漁ろう装置及び漁網を含む。)を認の上、届出を受理したことを証する書面(以下「届出済証」という。)を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(船体の標識)

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第一号)

まだら固定式刺し網漁業操業届出書

年 月 日

宮城県漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

まだら固定式刺し網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 漁業時期 令和5年1月1日から同年2月28日まで

2 操業区域 石巻市網地島灣波崎崎王東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 無線の有無

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号

この届出を受理します。

宮城県漁業調整委員会
会長 關 哲 夫 印

(様式第4号)

宮まだら固 第 号○

- 1 文字及び数字(届出済証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(届出済証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第5号)

まだら固定式刺し網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏名	_____ 印	船名	_____
刺網の模	目合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm)	乗組員数	_____ 人 ※船主(船頭)を除いた人数を記載
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反		

_____ 年 _____ 月分

日	漁場番号	水深(m)	数量(kg)	尾数(尾)	金額(千円) ※税抜き	操業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝刺し網・留刺し網
2						朝刺し網・留刺し網
3						朝刺し網・留刺し網
4						朝刺し網・留刺し網
5						朝刺し網・留刺し網
6						朝刺し網・留刺し網
7						朝刺し網・留刺し網
8						朝刺し網・留刺し網
9						朝刺し網・留刺し網
10						朝刺し網・留刺し網
旬計						
11						朝刺し網・留刺し網
12						朝刺し網・留刺し網
13						朝刺し網・留刺し網
14						朝刺し網・留刺し網
15						朝刺し網・留刺し網
16						朝刺し網・留刺し網
17						朝刺し網・留刺し網
18						朝刺し網・留刺し網
19						朝刺し網・留刺し網
20						朝刺し網・留刺し網
旬計						
21						朝刺し網・留刺し網
22						朝刺し網・留刺し網
23						朝刺し網・留刺し網
24						朝刺し網・留刺し網
25						朝刺し網・留刺し網
26						朝刺し網・留刺し網
27						朝刺し網・留刺し網
28						朝刺し網・留刺し網
29						朝刺し網・留刺し網
30						朝刺し網・留刺し網
31						朝刺し網・留刺し網
旬計						
合計						

まだら固定式刺し網漁業の操業に要した経費(1月、2月のどちらかの月のみ操業の場合は、操業月の報告に経費を記載、1~2月に操業した場合は、2月の報告書に操業に要した経費の合計を記載する)

漁具費	燃料費	人件費	その他()	経費合計
_____ 千円				

※人件費は乗組員の人件費を記載願います(船主(船頭)分を除く)。
 ※金額は千円未満切り捨てて報告願います。

宮城県地先海面における「まだら固定式刺し網漁業」操業区域

